

滋賀県では電子契約を導入します

事業者の負担軽減、契約事務のペーパレス化等を目的に、令和7年4月から電子契約を導入します。※1

※1 一部対象外となる契約があります。

○電子契約とは？

従来、合意内容を証拠として残すため紙に押印して取り交わされていた契約書に代わり、電子データに電子署名をすることで、書面による契約と同様の証拠力を認められるのが電子契約です。



インターネット環境と電子メールアドレスがあれば利用可能です。
また、事業者側の費用負担はありません。

○電子契約のメリット

- ① 事業者の負担軽減
 - ・押印が不要となり、インターネット上で契約を締結することができるようになります。
 - ・収入印紙の貼付が不要になります。
- ② 契約事務のペーパレス化

	紙の契約	電子契約
形式	紙の書面	電子データ（PDF）
押印	印鑑 or サイン	電子署名
送付	送付・持参	インターネット
保管	書棚	サーバ
印紙	必要	不要
証拠力	あり	あり

内閣総理大臣による答弁※2および国税庁への照会への回答において、電子文書には**印紙税が課税されない**とされています。

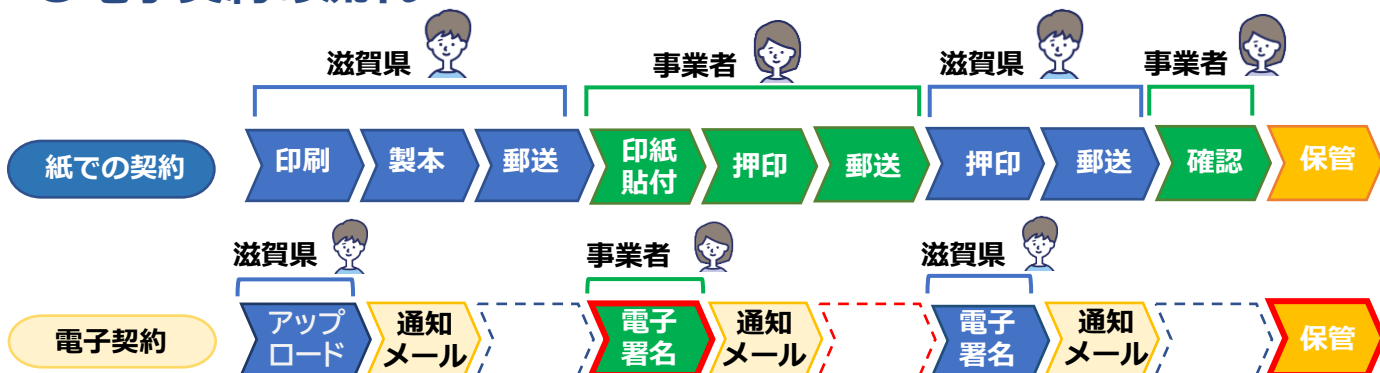
※2 第162回国会(常会) 答弁書第九号

○電子契約での契約締結を選択された場合

落札者決定後、電子契約の対象となる契約については県の担当者が契約方法の確認を行います。電子契約を選択される場合は、「電子契約利用申出書」様式を県ホームページからダウンロードいただくか、県の担当者からメール送付しますので、必要事項を御記入の上、県の担当者まで御提出ください。

なお、電子契約を選択されない場合も、契約が不利になることはありません。

○電子契約の流れ



操作手順

- 署名依頼メールが届きましたら
文書を確認する をクリック
- 文書を確認して、問題なければ
完了する をクリック
- 確認画面が出ますので
署名手続きを完了する をクリック
- すべての署名者の手続き完了後
届いた完了メール内の
ダウンロード をクリック
- ※ ダウンロード有効期間：14日間
ダウンロード をクリック
- 署名した文書を確認
※電子署名情報および
タイムスタンプ情報が付与
文書上に印影がなくても
署名者情報を確認できます

○電子契約でご不明な点は・・・

契約内容や手続等に関すること

県の各所属の契約担当者にお問い合わせください。

電子契約システムの操作、不具合等に関すること

電子印鑑GMOサイン 運営事務局

- ・ 電話番号 03-6415-7444 (ヘルプデスク)
- ・ 受付時間 10:00-18:00 (土日祝日、年末年始を除く)
- ・ メールアドレス support@cs.gmosign.com
- ・ お問合せフォーム <https://www.gmosign.com/form/>

[電子契約について
の説明および操作
説明動画](#)

